

選定療養費改正について

2020年4月の健康保険法改正により、「医療機関の機能分化」の推進を図るため、200床以上の地域医療支援病院では、**他の医療機関等の紹介状なしに受診する場合には、初診時または再診時に患者さんから定額負担を徴収することが厚生労働省により「義務化」されます。**

改正に伴い、初診時・再診時の選定療養費として、以下のとおりの料金をいただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※当院は2017年8月に東京都より地域医療支援病院の承認を受けました。

2020年4月1日より

● 初診時選定療養費 5,500円（税込）

紹介状を持たずに受診される場合に、通常の医療費の他に別途ご負担いただく費用

● 再診時選定療養費 2,750円（税込）

当院が他の医療機関に対して紹介を行ったにもかかわらず、引き続き受診される場合に、通常の医療費の他に別途ご負担いただく費用

次の場合は選定療養費のご負担はありません。

- * 他の医療機関の紹介状を持参された方
- * 救急車で搬送された方
- * 外来から継続して入院した方
- * 特定の疾病等により各種公費の受給対象の方 等

2020年3月12日

医療法人財団 荻窪病院 病院長